

令和元年 1 2 月定例教育委員会
議案説明資料

報告 1 件

議案 4 件

計 5 件

番号	報告第11号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	人事異動の専決処分の承認を求めることについて		
説明	令和元年12月9日付けで教育委員会事務局職員の人事異動の専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和元年12月9日		

番号	議案第24号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>「松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」について、大阪府教育委員会が府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇などに関する規則において、障害のある職員についての特例が定められた趣旨を勘案し、松原市立学校の府費負担教職員も同様に取り扱いを行うため、一部改正するものです。</p> <p>改正内容につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害のある職員のうち、障害の特性に応じた安定的な勤務のために、校長が必要と認めた場合に、公務の運営に支障がない場合に限り、早出遅出勤務を認めるものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和2年1月1日</p>		

改正後	改正前
<p>(障害のある職員についての特例)</p> <p>第4条の3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。</p> <p>(1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員</p> <p>(2) 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員</p>	

番号	議案第25号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市教育委員会施設予約システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>新図書館の開館後、現在の松原図書館を解体撤去することが決定しており、施設予約システムによる松原図書館集会室の利用申し込みの必要がなくなるため、施設予約システムの該当施設から「市民松原図書館（集会室）」の項目を削除するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年1月26日</p>		

松原市教育委員会施設予約システムの利用者登録等に関する規則

改正後

別表 (第2条、第3条、第4条関係)

登録区分	施設	利用登録の資格
(略)	(略)	団体 (代表者20歳以上の者であるもの)
図書館	市民恵我図書館 (集会室)	

改正前

別表 (第2条、第3条、第4条関係)

登録区分	施設	利用登録の資格
(略)	(略)	団体 (代表者が20歳以上の者であるもの)
図書館	市民松原図書館 (集会室) 市民恵我図書館 (集会室)	

番号	議案第26号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について		
説明	<p>現在、開館準備中の新図書館が、令和2年1月26日に開館する予定であるため、松原市図書館条例の一部を改正する条例の規定中、指定管理者に関する部分及び自習室に関する部分を除く部分の施行期日を、令和2年1月26日とするものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年1月26日</p>		

番号	議案第27号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市民図書館集会室に係る自習室利用事業実施要綱を廃止する要綱の制定について		
説明	<p>現在の松原市民松原図書館集会室を自習室として利用することに関して、令和2年1月26日の新図書館開館に伴い現松原図書館が閉館になるため、令和2年1月26日を施行予定日として、「松原市民図書館集会室に係る自習室利用事業実施要綱」を廃止するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年1月26日</p>		